

# 柏崎市立新道小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立新道小学校

平成27年3月2日策定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任で早期対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止の取組

### (1) わかる授業づくり

- ・「新道っ子学習のきまり」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）
- ・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業

の展開

- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる。
- ・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。
- ・学級担任による公開授業（公開授業を年1回以上行う。）

学年部による指導案検討、授業参観、授業協議会、年3回低・中・高学年部から1回ずつ全教職員による授業参観により、わかる授業づくりに取り組む体制づくり

## (2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・9月の学習参観日における全校一斉道徳授業（人権・同和教育に関する内容）の公開（保護者の参画）と事前の学年部による指導案検討会
- ・「生きる」を積極的に活用した授業の実施

## (3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決
- ・フレンズ班（縦割り班による異学年交流）活動（掃除、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）
- ・ありがとう郵便（児童会による企画・運営の活動）
- ・南中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会への参加（6年）
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会で学んだことを、児童朝会で発表し、小学校のいじめ0に対する意識を高める。
- ・3大行事（運動会、学習発表会、かざまき祭り）のメッセージカードの実施（生活指導部の取組）

## (4) 体験学習の充実

- ・他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。  
生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方とかかわり（野菜の栽培活動、地区探検、柿の栽培活動、田んぼの活動、昔遊び、花植え活動、綾子舞伝承学習等）

## (5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

## (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルの授業実践（高学年）\*LINE、Facebookなどを中心した内容  
\*ブログやチャット、携帯電話の使い方  
（中学年）\*任天堂3DSのすれちがい通信などを中心とした内容  
\*インターネットの正しい使用、著作権への気付き  
（低学年）\*児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施。  
\*PC教室のルールへの遵守

#### 4 いじめの早期発見のための取組

##### (1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。  
生活アンケート年5回

##### (2) 教育相談の実施

定期的な教育相談機関を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。
- ・「児童理解の会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。  
(月曜日の終会后)

##### (3) 日記や連絡帳の活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 6 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

##### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校

と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

- 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる
  - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
  - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
    - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
    - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
    - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
    - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

### (1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者をお招きしての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

### (2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

## 8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

## 9 学校評価と基本方針の検討

### (1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

## (2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

## 10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

\* 追記資料として、

### いじめ防止対策推進法

#### 第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

別紙資料として、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止対策推進法とは？（児童向け）」を添付する。

## 【別表】

新道小学校

いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	入学式 学習参観① PTA総会 1年生を迎える会 子どもを語る会 (年度初め) 職員研修① 地区子ども会① 学級児童の自宅確認	保護者へのいじめ対策 についての説明と啓発  分かる授業に向けた校 内研修の話合い あいさつ運動(年間) 学年懇談会	児童理解の会(毎週月 曜日、年間) 学年懇談会	学校いじめ防止基本方針の確認 (職員会議)
5	個別懇談 運動会 職員研修②	個別懇談 メッセージカードの取組 (運動会)	個別懇談 生活アンケート 教育相談	南中学校区小中授業交流会 (小中一貫教育の確認) 幼保小連携(授業参観) 元気生活チャレンジ週間①
6	避難訓練① 職員研修③	ありがとう郵便①		いじめ見逃しゼロ強調月間 南中学校区子どもサポート会議 (情報交換) 南中学校区家庭学習強調週間
7	5年自然教室 学習参観② 学習指導改善調査 地域懇談会 (情報交換) 地区子ども会② 家庭訪問(希望制) 親善水泳大会 職員研修④	学校評価アンケート① 学年懇談会 家庭訪問	学校評価アンケート① 生活アンケート 教育相談 学年懇談会 家庭訪問	元気生活チャレンジ週間②
8	職員研修⑤	人権教育、同和教育に 関する授業の指導案検 討会(学年部) 学校評価全体会	学校評価全体会	
9	6年修学旅行 一日学習参観③ 親善陸上大会 学年部登山・校区遠 足*隔年	人権教育、同和教育に 関する全校一斉道徳授 業の公開 保護者学級		元気生活チャレンジ週間③
10	前期終業式 後期始業式 校内研修⑥ 校内マラソン大会 学習発表会	メッセージカードの取組 (学習発表会)	生活アンケート 教育相談	いじめ見逃しゼロ強調月間
11	移行学級① 個別懇談 避難訓練② 綾子舞発表会 6年生体験入学	ありがとう郵便②		元気生活チャレンジ週間④ 南中学校区小中授業交流会 (学力向上対策の検討) 南中学校区子どもサポート会議 (情報交換) 南中学校区家庭学習強調週間

				絆スクール集会 (いじめ見逃しゼロスクール集会) 市 P 蓮第4ブロック研修大会
12	職員研修⑦ かざまき祭り (児童会行事) 地区子ども会③	学校評価アンケート② メッセージカードの取組 (かざまき祭り)	学校評価アンケート② 生活アンケート 教育相談	
1	学習参観④ NRT学カテスト	学校評価全体会 プロジェクト部会 学年懇談会	学校評価全体会 プロジェクト部会 学年懇談会	元気生活チャレンジ週間⑤
2	スキー教室(4～6年) スケート教室(1～3年) 避難訓練③ 移行学級② 学習参観⑤	プロジェクト部会 学年懇談会	プロジェクト部会 生活アンケート 教育相談 学年懇談会	
3	6年生に感謝する会 地区子ども会④ 卒業式	6年生に感謝する会月 間		南中学校区小中授業交流会 (小中一貫教育のまとめ) 中学校区こどもサポート会議(情報 交換)
	日常の取組	道徳教育の充実 社会性の育成 全校集会での講話 委員会による自治的な 取組	毎日の児童の観察 記録の蓄積	地域及びPTAの防犯パトロール

## 学校の相談窓口

○学校電話番号 22-4404 (担当：教頭)

### 新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378  
0258-35-3930  
025-231-8359

○24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう)

- ◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。  
(PHS、IP電話からはつながりません。)

## 県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

## 法務局のいじめ相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30~17:15

みんなの人権 110番 全国共通 人権相談ダイヤル

0570-003-110

○柏崎支局 0257-23-5226

○子どもの人権 110番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

## 警察のいじめ相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)
- ・警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター0258-36-4970

○柏崎警察署0257-21-0110

## 児童(生徒)相談所の相談

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

○長岡児童(生徒)相談所 0258-35-8500